

所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成 24 年分所得税の確定申告・平成 25 年度市県民税申告の相談日程等

区分	期間	時間	場所	備考
市の職員による 申告相談	2 月 18 日（月）～ 3 月 15 日（金）の 平日（月～金曜日） ※ 3 月 3 日の日曜日 は開催します。	9:00 ～ 16:00	市民会館コミュニテ ィセンター 3 階小ホール ☎④ 3830	2 月 19 日（火）～ 25 日（月）、2 月 28 日（木）～ 3 月 6 日（水）には、税務 署職員が相談に加わります。 (9:30 ～ 16:00)
税理士による 無料申告相談	2 月 25 日（月）、 26 日（火）、 27 日（水）	9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	加西商工会議所 3 階大会議室 ☎④ 0416	所得税（譲渡所得を除く）及び消費税 の申告相談です。贈与税及び相続税の 相談はしていません。
社税務署による 申告相談	2 月 18 日（月）～ 3 月 15 日（金）の 平日（月～金曜日）	9:00 ～ 17:00	社税務署（加東市社 51-3） 個人課税部門 ☎ 0795-42-0223	日曜日の申告相談は実施していません。

【申告に必ず持っていくもの】

- ・所得税または市県民税の申告書（用紙が送付された方）
- ・源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
- ・配当所得の支払通知書等（上場株式等の配当等に係る配
当所得を申告する方）
- ・所得の計算に必要な帳簿書類
- ・生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書
（医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要）
- ・国民年金保険料の控除証明書又は領収書
- ・所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）

※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金
の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

【市の申告会場で申告相談される方へ】

- ・市の職員が相談に応じるのは、原則として次の方です。
- ①給与所得者と公的年金等受給者
- ②上記①以外で、おおむね所得が 300 万円未満の白色申告
者（事業所得等の収入が約 1,000 万円未満である方）

※上記以外の所得等がある方（土地や建物、株式等を譲渡し
た所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控
除のある方）は、税務署での申告相談を
受けてください。



■生命保険料控除制度の改正

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険契約等（新制度）から、生命保険料控除が、「一般生命保険料控除」、「個人
年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の 3 種類に区分して計算することになりました。

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約等（旧制度）については、従前と同じ区分・計算方法です。

【新制度（一般生命・個人年金・介護医療それぞれに計算）】

所 得 税	
年間の支払保険料	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,001 ～ 40,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,001 ～ 80,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,001 円以上	40,000 円
※一般生命・個人年金・介護医療あわせて 120,000 円が限度	

【旧制度（一般生命・個人年金それぞれに計算）】

所 得 税	
年間の支払保険料	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,001 ～ 50,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
50,001 ～ 100,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
100,001 円以上	50,000 円
※一般生命・個人年金あわせて 100,000 円が限度	

市県民税	
年間の支払保険料	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,001 ～ 32,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円
32,001 ～ 56,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円
56,001 円以上	28,000 円
※一般生命・個人年金・介護医療あわせて 70,000 円が限度	

市県民税	
年間の支払保険料	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,001 ～ 40,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
40,001 ～ 70,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
70,001 円以上	35,000 円
※一般生命・個人年金あわせて 70,000 円が限度	

■所得税の申告について

次のような所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの事業からの収入（営業所得、農業所得）
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入（不動産所得）
- ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）



【サラリーマンの確定申告】

次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- ・給与を 1 カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が 20 万円を超える場合。
ただし 20 万円以下の場合は、市県民税の申告が必要です。
- ・平成 24 年中の給与の収入金額が 2,000 万円を超える場合。
※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると還付される場合があります。

【農業所得の申告】

農業所得の収入と支出の内訳については、出荷伝票、振込通知、領収書や購入証明書など収入金額や支出金額の
分かるもの、帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書を作成のうえご来場ください。市の申告会
場では、例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じております。

【土地や建物の譲渡、青色申告者などの申告】

土地や建物、株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方は、多様な
ケースが想定されますので、社税務署での申告をお願いします。

【e-Tax で確定申告が出来ます】

- ・所得税の申告は、自宅のパソコンから申告可能な e-Tax がご利用いただけます。次のようなメリットがあります。
- ・申告期間中は土・日曜日も含め 24 時間提出（送信）が可能です。
- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略することができます。
- ・平成 24 年分の確定申告を申告期限内に行うと、所得税額から最高 3,000 円の控除を受けることができます（平成
19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回）。
- 詳しくは e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



■市県民税の申告について

- 平成 25 年 1 月 1 日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確
定申告の必要がない方を除く）は市県民税の申告が必要です。
- 特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険税が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。

■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」は、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医
療費控除の対象になります。2 年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認することで、「おむつ使用証明書」
の代替として医療費控除の対象になる場合があります。

【要介護認定者に係る「障害者控除認定」】

- 平成 24 年 12 月 31 日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態等が 6 カ月以上継
続していることが確認できるときは、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行する場合があります。
- ※いずれも、様々なケースが考えられますので、詳細は長寿介護課（☎④ 8788）にお問い合わせください。

【問合先】 税務課・税制係 ☎④8712 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp